

Q8

新たに制定された JIS 規格には口径表示に関する規定がないとのことですが、水道メーターへの口径表示はどうするのですか。

A8

改正前の特定計量器検定検査規則で表記することが規定されていた口径については、新たに制定された JIS 規格では表示の規定がありません。

全国の水道事業体は、都市によって料金体系の異なることはありますが口径別料金制度を採用している事業体が多いこと、また、次のように実務面から見ても水道メーターの口径表示は必要と考えられます。

水道メーターの購入・引き取り・引き渡し・在庫管理、検針現場での確認などの際の混乱を防ぐことができます。

口径別料金制度を採用している水道事業体が多いことから、お客様にとっては自分の契約口径を確認することができます。

修理メーター製造業者にとって口径表示のあることは、品質管理上の過ちを防ぐことにつながります。

本件については、平成 21 年 10 月 22 日開催の「第 1 回新 JIS 水道メーターへの対応に関する検討会」において、次のように方向性が示されています。

#### 口径表示の取り扱いについて

新基準水道メーターへの口径表示については、目盛板への表示は行わないものの、**ふた及びケースに従来どおり口径表示**を行うことが望ましい。